

令和7年度 地域包括支援センター(高齢者相談センター)運営方針

1. 方針策定の趣旨

この「地域包括支援センター(高齢者相談センター)運営方針」は、習志野市が地域包括支援センター(高齢者相談センター)運営事業(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業をいう。以下「運営事業」という。)の実施主体として、運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、運営事業の円滑な実施に資することを目的に策定します。(法第 115 条の 47 第 1 項)

2. 運営事業の目的

- (1) 運営事業の目的は、高齢者相談センター(以下「センター」という。)の運営を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるように支援することです。センターは、地域包括ケア推進に向けた中核的な機関として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。(法第 115 条の 46)。合わせて、習志野市とともに多職種間の連携を通じて地域包括ケアシステムの構築を推進し、その円滑な運用を目指します。
- (2) 運営事業の実施主体は習志野市であることから、習志野市は、事業の目的を達成するため以下のことに取り組みます。
 - ア センターの体制整備に努め、事業の実施に対し適切に関与します。
 - イ 適切で、公正、中立的な運営事業の実施を確保するために、別途定める評価方法に基づきセンターの運営評価を行います。評価結果は習志野市介護保険運営協議会に報告するとともに、習志野市のホームページに掲載します(法第 115 条の 46 第 4 項、法第 115 条の 46 第 9 項)。

3. 運営上の基本的考え方や理念

(1) 公益性の視点

- ア 運営事業の受託者(以下「運営事業者」という。)は、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- イ 運営事業者は、運営事業に要する費用が市民の負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性の視点

- ア 運営事業者は、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関

であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

- イ 運営事業者は、地域住民や関係団体等の意見を幅広く聴き、地域が抱える課題を把握して、保健・医療・福祉・生活支援サービス及び地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源と連携を図り、地域包括ケア推進のため、積極的に取り組みます。

(3) 協働性の視点

- ア 三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職)がそれぞれの専門性を生かして連携チームをつくり、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、様々な相談に応じる「チームアプローチ」を基本とします。また、第2層生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員とも、相互に役割を理解した上で、互いの機能を活かし、連携して対応します。
- イ 地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、高齢者相談員、民生委員、児童委員等の関係者との連携を図りながら活動します。

4. 業務推進の指針

(1) 共通事項

ア 事業計画の策定

運営事業者は、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、担当地域の特性を踏まえた事業運営に努めます。

イ 設置場所

担当圏域内の市が指定した場所に設置します。

ウ 職員の姿勢

運営事業者は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

エ 地域との連携

運営事業者は、地域ケア会議やまちづくり会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く聴き、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

オ 個人情報の保護

(ア) 運営事業者は、相談者の個人情報の保護について管理を徹底し、万全の措置を講じていきます。

(イ) 事業の実施にあたって有した高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないよう、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。

カ 広報活動

運営事業を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙を利用するなどして、まちづくり会議等様々な場所や機関で周知活動を行い、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

キ 法令の順守

運営事業の実施等にあたっては、地方自治法をはじめとする介護、福祉、労働など関係法令の順守を徹底します。

ク 苦情対応

運営事業にかかる苦情に対しては、真摯に対応し、苦情の記録を作成するとともに、再発防止のために必要な措置を講じることとします。

ケ 市との連携

センターは、管理者会議や職種別会議等に参加し、相互の連携強化及び機能向上を図るとともに、常時、連絡を取り合い、高齢者支援等に関する情報の共有や意見交換等を行うものとします。

(2) 事業内容

ア 包括的支援事業

(ア) センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下4つの業務を地域において一体的に実施します。

a 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス及び地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源につなげる等の支援を行います。

① 地域におけるネットワークの構築

地域ごとに町会・民生委員児童委員・高齢者相談員・医療機関など高齢者に関わる住民と、地域ケア会議、関係者の主催する会議やつどいへの参加等、あらゆる機会を活用し、日頃からの積み重ねにより、互いに連絡調整し、相談し合える関係性を構築します。地域を知り課題を共有して、地域性を活かした取り組みを検討し実行します。

② 実態把握の実施

支援が必要な方を早期発見する為に、様々な機会を通じて地域全体で支援が必要な方の情報が寄せられるような仕組みづくりを構築します。また、地域に出向き、高齢者にアプローチし、状況を見極め、高齢者の孤立や深刻な事態に発展する危険性を回避するよう努めます。

③ 総合相談支援

日頃から情報・相談が寄せられやすい、信頼のおける身近なセンターとしての役割を果たせる体制や環境づくりを継続し、積み重ねていきます。また、地域にある様々な社会資源を把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。

④ その他の業務

介護保険の申請代行、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う基本チェックリストの実施、住宅改修理由書作成、介護保険や高齢者福祉サービスの申請取次ぎ等を行います。

b 権利擁護業務

地域の住民や民生委員児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

① 高齢者虐待の防止及び相談支援・啓発活動

高齢者虐待等の相談については、深刻な事態になる前にセンターが把握、対応できるように早期発見・予防に努め、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種が専門性を発揮しながら問題解決に当たります。また、市と継続的に連携し、適切な支援を行い、緊急時は市が関係機関と連携を取り、高齢者の身体、生命の保護を行います。

高齢者虐待は、本人・虐待者とも自覚がないことが多く、また、虐待の概念が正しく認識されていないために見落とされることもあることから、高齢者虐待について正しく知ってもらうため、地域及び関係者への啓発活動に取り組みます。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を円滑に利用できるよう相談に応じ、関係機関・団体の紹介等を行うと共に、関係機関と連携を図り、それぞれの立場から高齢者への支援を行います。また、成年後見制度について正しく知ってもらうため、地域及び関係者への啓発活動に取り組みます。

③ 消費者被害への相談支援

高齢者の消費者被害には、騙されたことに気付かず相談がされていない、

発見(通報)時には多額な被害にあっている等の特徴があります。高齢者と接している民生委員児童委員や高齢者相談員、介護支援専門員、訪問介護員、地域の高齢者や、家族等から、消費者被害や消費者問題に関する情報がセンターにもたらされるような働きかけを行います。また、発見の担い手を増やしていくことや、防止のための周知活動に取り組みます。

c **包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

① 多職種相互の協働等による連携

「地域ケア会議」等を通じて、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携や、在宅と施設の連携といった地域における多職種相互の協働等による連携を支援します。

また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付のケアマネジメントと相互の連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築をします。

② 個々の介護支援専門員への個別支援

地域における介護支援専門員に対して、専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難事例等については、具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

また、介護支援専門員が問題解決能力を高めるための後方支援や、介護支援専門員のネットワークの構築への支援とその活用をします。

③ 包括ケア研修会の開催

市内の全ての介護支援専門員の資質向上のために研修会を開催します。

d **介護予防ケアマネジメント業務(第 1 号介護予防支援事業)**

基本チェックリスト該当者(以下「事業対象者」という。)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、習志野市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス(第 1 号訪問事業)、通所型サービス(第 1 号通所事業)、その他の生活支援サービス(第 1 号生活支援事業)等の適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。業務の実施にあたっては、目的が達成できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成し、定期的なモニタリングにより業務評価・課

題分析を行い、必要に応じてプランの変更を実施します。

また、包括的支援事業ではない居宅要支援被保険者に係る介護予防ケアマネジメント業務についても一体的に賄われるものとしします。

(イ) センターは、市が実施主体となる以下の5つの事業についても、市と連携して取り組むものとしします。

a **在宅医療・介護連携推進事業**

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けていくことができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

また、地域の医療・介護関係者等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。

b **生活支援体制整備事業**

身近な地域における日常生活上の支援体制を把握し、高齢者等の地域住民の力等を活用した多様な生活支援・介護予防サービスを充実・強化することで、高齢者の健康福祉の増進及び社会参加の推進を一体的に図ります。

① 各センターに高齢者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向け資源開発やネットワーク構築機能に取り組む第 2 層生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置します。

② コーディネーターと三職種は連携して次の業務に取り組みます。

1) 資源開発

生活支援サービスを行う上で必要なニーズ把握や地域資源の状況把握を行い、高齢者が担い手として活動する場や介護予防の場の創出に取り組むほか、既存の生活支援サービスを行う団体等への活動の継続や拡大のための支援を行います。

2) ネットワーク構築

生活支援サービス提供体制整備における関係者間の情報共有や連携体制づくりを進めるにあたっては、第 1 層生活支援コーディネーターとの情報共有を図り、全市的及び圏域のサービス提供主体間の連携体制づくりに取り組みます。

3) ニーズと取り組みのマッチング

地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングをおこないます。

4) 就労的活動支援コーディネート業務

就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と就労的活動に取り組

みたい事業者等とをマッチングして、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートすることで高齢者が地域で活躍しやりがいを持ち、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進します。

5) 第2層協議体の設置

圏域内において生活支援サービス提供を行う多様な関係主体等が参画し、定期的に情報共有の場を持つ中から連携強化を図り、必要な資源や開発に関する意見交換など、コーディネーターを補完する組織として機能できるよう働きかけます。

6) 高齢者の支援体制構築のための集いの場等の立ち上げ

地域の実情に応じて、高齢者の支援体制を構築するための、認知症予防、閉じこもり予防、居場所づくり等を目的とした高齢者の集いの場の立ち上げや実施に関する支援を行います。

c 認知症総合支援事業

認知症の人や家族が住み慣れた地域(まち)で希望をもっていきいきと暮らし続けることができるよう、習志野市との協働で、医療、介護、地域の連携強化による支援体制の構築と認知症ケアの向上など認知症施策の充実と地域包括ケアのシステムづくりを一体的に進めていきます。早期における症状の悪化の防止のための支援、その他認知症である又はその疑いがある人や介護者・家族に対する総合的な支援を行います。

① 各センターに地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)を配置します。

② 推進員と三職種は連携して次の業務に取り組みます。

1) 相談支援体制の構築

認知症に係る医療・介護・地域支援従事者の連携とネットワークを構築し、状態に応じた円滑で適切な対応体制を整えます。同時に、地域における認知症の人とその家族、介護者を支援するため、地域の実情に応じた相談支援や体制構築に取り組みます。

2) 早期受診、早期対応への支援

認知症初期集中支援チームや、認知症を支援する関係者と連携し、認知症の人とその家族、介護者の早期発見・対応の仕組みづくりに取り組みます。

3) 普及啓発の促進

より多くの関係者や地域住民の、認知症についての理解に繋がるような媒体「習志野市認知症ケアパス(認知症あんしんガイド)」の作成に参画

し、その活用に努めます。また、市や地域の認知症キャラバン・メイトと連携し、地域における認知症サポーター養成講座の開催支援や認知症サポーター及び認知症サポート事業所のフォローアップなど、地区活動支援に取り組みます。

4) 家族介護者支援

認知症カフェの立ち上げや運営に係る支援を通じ、地域の事業所・団体等、支え手の発掘やネットワークづくりなど資源開発に取り組みます。「認知症の人と家族の会」と連携を図り、当事者及び家族の視点を重視しながら幅広く情報収集し、認知症バリアフリーを目指した取り組みを行います。

d 地域ケア会議の実施

センターは、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員児童委員、高齢者相談員、その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下「関係者等」という。）により構成される会議（以下「地域ケア会議」という。）を主催し、設置・運営をします。

① 地域ケア会議の目的と機能

地域ケア会議は、構成メンバーが適宜協議し、個別ケースの課題分析や支援内容を検討することにより、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力の向上、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、また、地域に共通する課題を浮き彫りにすることにより地域課題の把握を行うことを目的とします。

なお、介護支援専門員の資質の向上を図るため、市内の全ての介護支援専門員が地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、その効果的な実施に努めます。

地域ケア会議は、会議の目的・機能に応じて次のとおりとします。

1) 地域ケア個別会議

個別ケース（困難事例、介護予防・自立支援の観点から踏まえた個別会議等）の支援内容の検討のために開催する会議

2) 地域ケア圏域会議

日常生活圏域ごとに開催し、多職種が参加し、圏域の課題に対し検討する会議

② 地域ケア会議の構成員

行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員児童委員、高齢者相談員、住民組織、関係者等の中から、会議の目的に応じた必要な出席

者を調整します。

③ 地域ケア会議の留意点

1) 関係者等への守秘義務

地域ケア会議に参加する者又は参加していた者は、正当な理由がなく地域ケア会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、これに違反した場合は、罰則規定が設けられています。(法第115条の48第5項、法第205条2項)このことについて、関係者等には、守秘義務の取り扱いについて事前に必ず周知します。

2) 地域ケア会議は、個人で解決できない課題等を多職種で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成につなげ、さらにそれらの取組みが個別ケースの支援を充実させるという一連のつながりで実施します。

3) 個別ケースの検討に当たっては、支援が必要な高齢者本人の課題認識や意向等を共有しながら、課題への対応を検討していくことが必要であるため、本人や家族の地域ケア会議への参加についても配慮します。

4) 運営方針に示された事項のほか、地域ケア会議の組織及び運営に関して必要な事項は、地域ケア会議で決定します。

e 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルサービスなどの様々な社会資源と連携できる環境整備を行います。センターは、こうした連携体制を支える共通基盤として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

イ 任意事業について

(ア) 認知症サポーター等養成事業

一般の住民等を対象とした「認知症サポーター養成講座」の企画及び開催します。

ウ 指定介護予防について

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整等を行います。

エ その他の業務について

(ア) 一般介護予防事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域住民運営主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、関係機関との連携を図りながら閉じこもり等で生活機能の低下が疑われる者を早期に把握し、介護予防活動へつなげるよう支援します。

(イ) 災害・感染症等への対策

センターは、日頃から地域の関係者等と連携しながら、高齢者の実態把握に努めます。高齢者に対しての必要な情報提供及び普及啓発に努めます。災害等発生時は、業務継続計画に則り市と協力してセンターに来所した人等の相談、対応にあたります。

5. 令和7年度の重点運営事項

(1) 地域ケア会議の充実

運営事業者は、地域ケア会議を通して、高齢者の適切な支援の検討や高齢者が地域で自立した生活を営むために必要な検討を行っていきます。地域の特性にあった地域住民を含めた多様な関係者の参加協力を求め、会議の目的を関係者で共有し、介護予防、自立支援、困難事例等、多様な視点から検討することで、高齢者の地域における尊厳を保持したその人らしい生活の継続を支援するとともに、圏域の地域課題について検討していきます。あわせて、圏域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力の向上が図れるよう効果的な会議の実施に努めます。

(2) 生活支援体制整備事業に関する取組みの充実

運営事業者は、関係者間の情報共有や連携体制づくりを進め、センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと共に、地域における日常生活上の支援体制及び地域のニーズ、地域資源の状況を把握します。個別支援からみえる地域課題等について、自治体組織や地域の様々な集いの場等に積極的にかかわり共有を図ります。

また、担当地域に設置された第2層協議体と連動し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながるよう具体的検討を行い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進していきます。

(3) 認知症総合支援事業に関する取組みの充実

運営事業者は、認知症基本法、認知症施策推進大綱の趣旨に基づき、認知症の人や家族が住み慣れたまちで希望をもっていきいきと暮らし続けることのできるまちを目指します。そのために、センターに配置した認知症地域支援推進員と共に、「新しい認知症観」を踏まえた認知症に関する知識の普及啓発や、認知症初期集中支援チームをはじめとする関係者間の円滑な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に努めます。

また、認知症の人と家族の会や認知症カフェ等の活動を支援し、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)づくりに努めます。

さらに、圏域内の認知症高齢者等の日常生活全体を支える認知症バリアフリーの推進を目指し、認知症サポーターや認知症サポート事業所等の関係者のスキルアップやまちづくりへの参加を促すとともに、認知症にかかる専門職等との繋がりを重視したネットワークの構築に努めます。

今後、市が策定する認知症施策推進基本計画に反映するため、本人ミーティング等の取り組みを行い、認知症の人や家族の声を市に届けます。